

名古屋港管理組合公報

平成28年12月15日
(木曜日)
第 592 号

目次

○名古屋港ポートビル施設の供用休止 1

告 示

名古屋港管理組合告示第47号

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第13条第1項第2号の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止する。

平成28年12月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

- 1 休止対象施設
南極観測船ふじ
- 2 休止の理由
南極観測船ふじリニューアルに伴い必要があるため
- 3 休止期間
平成29年1月10日から平成29年3月24日まで（74日間）

名古屋港管理組合告示第48号

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第13条第1項第2号の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止する。

平成28年12月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

- 1 休止対象施設
講堂
- 2 休止の理由
配管工事に伴い必要があるため
- 3 休止期間
平成29年1月26日から平成29年2月3日まで（9日間）

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合